

「佐賀県迷惑行為防止条例」の一部改正の概要

～第6条 不当な客引行為の禁止～

1. 規制対象業種の拡大

キャバクラやホストクラブ、深夜営業のメンズエステ、これらの情報提供店についての客引き等を規制

【現行】
○性的サービス
(ストリップショー、
ソープランド等)

+

【改正案】
○接待を伴うサービス
(おさわりパブ、キャバクラ、ホストクラブ等)
○深夜に専ら異性に身体に接触するサービス
(メンズエステ等)
○これら営業の情報提供
(風俗店案内所)

3. 罰則の新設

- ①対償を供与して客引き等をさせた者
～ 100万円以下の罰金、(常習) 6月以下の懲役又は100万以下の罰金
- ②客や従業員への誘引・従業員への勧誘に対する中止命令違反
～30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
- ③指定地域(※)における客待ちに対する中止命令違反
～20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

2. 規制対象行為を追加

客や従業員への誘引、従事者への勧誘、対象を供与して客引き等をさせる行為、指定地域(※)における客待ちを規制

【現行】
○客引き

+

【改正案】
○客引き等をさせる行為
○客の誘引
○従事者にするための勧誘・誘引
○客待ち(指定地域(※)に限る)

4. 両罰規定の新設

使用者、法人に対しても罰金刑を科す

※ 指定地域は佐賀県迷惑行為防止条例施行規則で指定

5. 佐賀県迷惑行為防止条例施行規則の制定

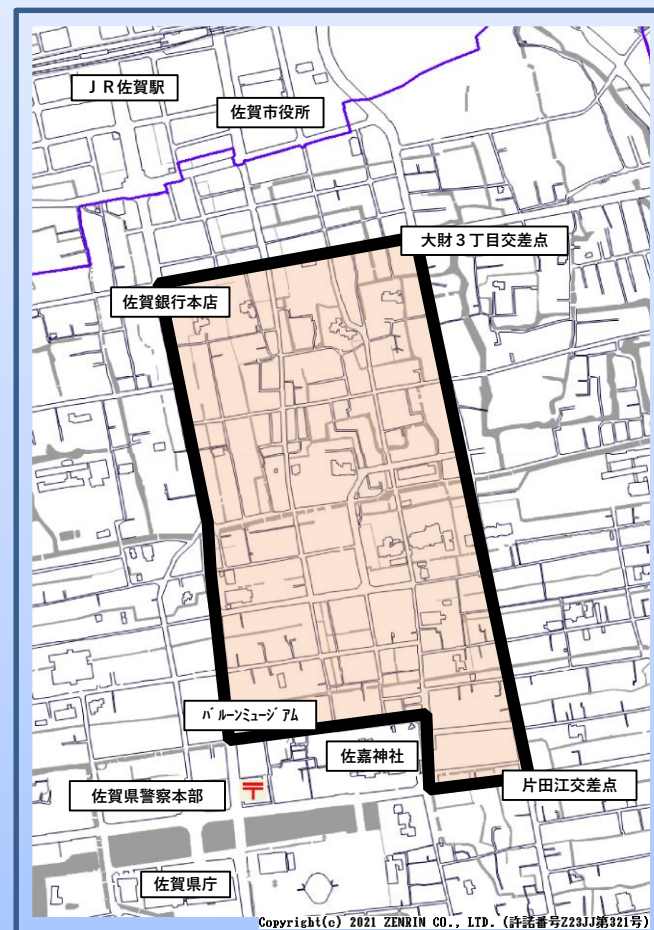
○ 中止命令書の様式を規定

- ・ 誘引行為等中止命令書
- ・ 客待ち行為等中止命令書

○ 客待ちを規制する地域を指定

【指定地域（案）】※右図参照

佐賀市の区域のうち、県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交会点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区域



【指定地域】